南伊勢町工事発注標準

平成 17 年 10 月 1 日施行 平成 28 年 4 月 1 日改正 令和 6 年 12 月 1 日改正

1. 発注基準

建設工事の発注標準については、表1のとおりとする。

なお、三重県建設工事発注標準により、格付けされた建設業者に適用するものであり、 格付けされていない業者については、格付けランクをCとする。

表 1

| ランク | 土木工事の 請負設計金額 | 建築工事の 請負設計金額 | 管工事の 請負設計金額 | 舗装工事の 請負設計金額 |
|-----|-----------------|-----------------|------------------|---|
| | | | | |
| A | 500 万円以上 | 800 万円以上 | 1,500 万円以上 | 500 万円以上 |
| В | 300 万円以上 | 300 万円以上 | 3,000 万円未満 | 2,000 万円未満 |
| | 3,000 万円未満 | 2 億円未満 | -,,-,-, | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
| С | 1,500 万円未満 | 3,000 万円未満 | | |

(注) 上記以外の工事については、その都度、指名業者を選定する。

2. 特例

- (1) 必要がある場合は、表1にかかわらず、次によることができるものとする。
- イ 当該工事に相応するランクに属する業者が当該地域にいないため、上位又は下位 の業者を選定する場合があると認められるとき。
- ロ 地元業者を選定することにより、その工事が適正な施行を期し得ると認められる とき。
- ハ その他特に必要があると認められるとき。
- (2) 特に緊急を要する工事及び特別の技術を要する工事等、特別の理由があるときは、 表1にかかわらず、上位の業者を選定することができる。
- (注)「特別の理由があるとき」とは、次の各号の一に該当する場合をいうものとする。
 - イ 災害応急復旧工事を施工するとき。
 - ロ 橋梁整備工事、その他特別の技術を必要とするとき。
 - ハ 当該工事が、特許権又は、これに類する特別の権利を有するものであるとき。
 - ニ その他上記に準ずる特別の理由があるとき。
- (3) その他特別な理由のあるときは、この限りではない。